

平成 28 年 第 12 回 農業委員会総会

日 時 平成 28 年 12 月 22 日 (木) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
		17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

16 番 金城 勲

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 玉城 弘一

【議事録署名人】

14 番 長嶺 功 17 番 大城 えり子

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 59 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 62 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 63 号 農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 6 議案第 64 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

平成 28 年 第 12 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成 28 年第 12 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは平成 28 年第 12 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 14 番長嶺功委員、17 番大城えり子委員です。次回調査委員が 22 番伊敷幸栄委員、1 番宮里良淳委員、2 番百次仁一委員となっています。よろしく申し上げます。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第 1 議案第 59 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(9 件)</p> <p>日程第 2 議案第 60 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(3 件)</p> <p>日程第 3 議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(4 件)</p> <p>日程第 4 議案第 62 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件)</p> <p>日程第 5 議案第 63 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(8 件)</p> <p>日程第 6 議案第 64 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (1 件)</p>
会長	<p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 59 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 9 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてあります。1 番と 2 番は関連しております。1 番は新垣の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。2 番は真栄平の 2 筆で、贈与による所有権移転であります。3 番から 5 番は関連しております。3 番は阿波根の 1 筆で、売買による所有権移転であります。4 番と 5 番は阿波根の 1 筆ずつで、3 年間の賃貸借権</p>

	<p>設定であります。次に3ページをお開き下さい。6番は米須の1筆と大度の3筆で、贈与による所有権移転であります。7番は糸洲の3筆で、売買による所有権移転であります。8番は大里の1筆で、売買による所有権移転であります。9番は東里の1筆で、売買による所有権移転であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第59号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、次に議案第60号農地法第4条第1項の規定による許可申請について3件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、5ページをお開き下さい。1番は大里の1筆で農地区分は第2種農地で、太陽光発電施設への転用であります。2番は真栄平の1筆で農地区分は第3種農地で、駐車場への転用であります。3番は座波の1筆で農地区分は第2種農地で、太陽光発電施設への転用であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>調査員</p>	<p>今回は3名で調査して参りました。では6ページをご覧ください。 申請地は、住宅及び雑種地、原野、段差に囲まれた第2種農地であり、太陽光発電施設への転用は問題ないものと判断しました。次に8ページをご覧ください。申請地は、住宅に囲まれた第3種農地であり、駐車場への転用は問題な</p>

	<p>いものと判断しました。次に 10 ページをご覧ください。申請地は、住宅及び雑種地、段差に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であり、太陽光発電施設への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは、皆様のご意見ご質問をよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第 60 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に議案第 61 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 13 ページをお開き下さい。1 番は座波の 1 筆で、農地区分が第 2 種農地であります。太陽光発電施設への転用で、賃貸借権の設定であります。2 番は束里の 2 筆で、農地区分が第 2 種農地であります。資材置場への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は伊原の 1 筆で、農地区分が第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。4 番は座波の 1 筆で、農地区分が第 2 種農地であります。事務所兼一般住宅・資材置場への転用で、贈与による所有権移転であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは 5 条の報告を致します。15 ページをお開き下さい。 申請地は、宅地及び段差等に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地でありま</p>

	<p>す。そのため太陽光発電施設への転用は問題ないものと判断しました。</p> <p>17 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び山林に囲まれた第 2 種農地であり、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。19 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。不許可の例外「集落接続」に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。21 ページをご覧ください。申請地は、宅地及び山林、原野に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であり、一般住宅兼事務所、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第 61 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に議案第 62 号農地移動適正化あつせん事業のあつせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、23 ページをお開き下さい。農地移動適正化あつせん事業のあつせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>それでは、議案第 62 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	<p>ありがとうございました。次に議案 63 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、27 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>28-86 は福地の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。人参・トマトの規模拡大であります。28-87 は伊原の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。野菜の新規就農であります。28-88 は大里の 6 筆で、14 年間の賃借権の設定であります。露地野菜の就農開始であります。28-89 は喜屋武の 1 筆で、9 年間の賃借権の設定であります。トマトの規模拡大であります。次のページをご覧ください。28-90 は喜屋武の 1 筆で、4 年間の賃借権の設定であります。とうもろこしの規模拡大であります。28-91 は与座の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。ゴーヤー栽培・耕作証明取得のための申請であります。28-92 は真栄里の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。農地中間管理事業推進であります。28-93 は与座の 1 筆で、9 年間の使用貸借権の設定であります。さとうきびの就農開始であります。以上です。</p>
会長	<p>では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは議案 63 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

会長	それでは、次に議案 64 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、30 ページをお開き下さい。28-5 は真栄里の 2 筆で、10 年間の使用貸借であります。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 64 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 14 番 長嶺 功 17 番 大城 えり子

--	--

